

入札説明書

令和8年度三宅町県有地活用造成計画等策定業務委託

大和構ス第21号

令和8年7月

奈良県地域創造部
大和平野中央構想・スタートアップ推進課

入 札 説 明 書

入札公告に基づく総合評価落札方式一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第2に定めるもののほか、次に掲げる条件を全て満たした者のみが、この業務の入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 入札参加申込書の提出の日から開札の日までの期間において、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがなされなかった者とみなします。

2 入札参加申込書の作成・提出について

- (1) 作成及び提出に係る費用については申請者負担とします。
- (2) 入札参加申込書は様式S0により作成してください。
- (3) 入札参加申込書については、持参又は書留郵便により提出してください。
なお、入札公告第3に記載の期日までに到達したもののみ有効です。

3 技術提案書に関する事項

- (1) 評価の基準
評価基準及び技術点の配点は、別紙－1に記載のとおりとします。
- (2) 技術提案書（事前）の提出者に対する適否の通知
技術提案書（事前）の適否の審査結果については、入札公告第3に記載の期日までに入札参加申込書に記載されたメールアドレスへ通知します。
- (3) 技術提案書（事前）の適否に対する理由の説明
入札参加を認めない旨の通知を受けた者は、入札公告第3に記載の期日までに入札公告第

3に記載の場所へ書面を提出することにより、その理由について説明を求めることができます。

- (4) (3)による書面の提出があったときは、入札公告第3に記載の期日までに、説明を求めた者に対し入札参加申込書に記載されたメールアドレスへ回答します。
- (5) 技術提案書（事前）について、業務名・業務番号が適正でない場合、会社名が記載されている場合、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合は欠格とし、入札参加は認めないものとします。
- (6) 技術提案書（事後）について、業務名・業務番号が適正でない場合、会社名が記載されていない場合、押印がない場合、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合、配置予定技術者の氏名が記載されていない場合、配置予定技術者の氏名が入札時に提出する配置予定技術者の氏名と異なる場合は失格とします。

4 技術提案書（事前）の作成及び記載上の留意事項

- (1) 作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とします。
- (2) 技術提案書（事前）は様式1、様式2、様式3及び様式4により作成してください。
- (3) 様式2の自己申告評価点算出欄に、別紙－1で定める評価基準をもとに自己採点した点数を記載してください。技術点合計の算定は、「手持ち業務量」以外の評価内容については、評価内容ごとに全ての担当技術者のうち最高値のみを採用して加算し、「手持ち業務量」は、全ての担当技術者の評価値を加算（減算）してください。

なお、様式2自己申告評価点算出欄の自己申告評価点と技術提案書（事後）により提出する様式5自己申告評価点算出欄の自己申告評価点は、同一の数値としてください。

- (4) 業務の実施方針（実施方針・実施手順）については様式3に記載し、業務の実施方針（実施体制・その他）については様式4に記載してください。なお、記載枚数は様式3及び様式4ともにそれぞれA4（片面）1枚までとし、文字は10.5ポイント以上とします。図表中の文字が判読しがたい場合は、評価の対象となりません。また、提出を求めた枚数を超過した場合は、超過したページ（提出された様式の後ろのページ）に記載された内容は評価の対象となりません。

様式3及び様式4に記載する際には、別紙－1における評価基準ごとに設定された記載欄に提案内容を記載して下さい。記載欄と提案内容が整合しない場合は評価の対象となりません。なお、各記載欄の大きさの配分は任意で設定することができます。

また、様式4の実施体制における担当技術者については、様式7で提出予定の『予定担当技術者』以外にも配置する場合、それらの技術者については、例えば『補助担当者』と表記するなど、様式7の予定担当技術者と区別してください。全員を『担当技術者』と表記されると、評価できない場合があります。

- (5) 技術提案書（事前）の作成にあたり、特記仕様書10に掲げる貸与資料の本業務に関連する部分を参考資料として以下のとおり閲覧（貸与）します。ただし、閲覧（貸与）する資料は技術提案書の作成以外の目的に使用しないでください。なお、技術提案書（辞退する場合は、辞退届）の提出までに返却してください。

閲覧（貸与）場所 ： 奈良市登大路町30番地
 奈良県地域創造部大和平野中央構想・スタートアップ推進課
 電話 0742-27-8946

閲覧（貸与）期間 ： 公告日以降、技術提案書提出締切日まで
 ただし、通常開庁時間帯に限りです。

※閲覧（貸与）希望日時を事前に大和平野中央構想・スタートアップ推進課まで電話にて連絡すること。

（６）その他

ア 提出された技術提案書（事前）は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しません。

イ 提出された技術提案書（事前）は、返却しません。

ウ 提出された技術提案書（事前）の提出期限以降における再提出は認めません。

なお、提出期限内であっても、部分的な差し替え及び追加は認めません。また、提出期限内に再提出があった場合は、最後に到達したもののみを審査の対象とします。

エ 提出期限までに技術提案書等（事前）の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、提出期限を経過した時をもって辞退したものとみなします。

オ 技術提案は、調査、検討、及び計画業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部（図面、模型写真、透視図等）の作成や提出及び業務内で検討し決定する具体的な内容について提案を求めるものではありません。なお、これに逸脱する内容を含む技術提案については、提案を減点又は無効とする場合があります。

５ 技術提案書（事後）の作成及び記載上の留意事項

（１）作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とします。

（２）技術提案書等提出書（事後）は様式５、様式６、様式７、様式８及び様式９により作成してください。また、すべての添付資料のサイズはＡ４以上とすることとし、複数の添付資料で実績を証明する場合は、業務年度・業務名・業務場所・業務番号等が確認でき、同一業務の関連資料であることが確認できるもの（変更がある場合は最終のもの）を提出して下さい。配置予定技術者の実績については氏名（フルネーム）等が整合できるものを提出して下さい。（文字等の判読困難である場合又実績が明確に確認できない場合は、評価の対象外とする場合があります。）

（３）様式５の自己申告評価点算出欄に、別紙－１で定める評価基準をもとに自己採点した点数を記載してください。担当技術者を複数名配置する場合は、「技術者資格」・「業務実績①」・「業務実績②」・「表彰実績」・「手持ち業務量」の評価内容ごとに、全ての担当技術者の評価値を記入してください。技術点合計の算定は、「手持ち業務量」以外の評価内容については、評価内容ごとに全ての担当技術者のうち最高値のみを採用して加算し、「手持ち業務量」は、全ての担当技術者の評価値を加算（減算）してください。

なお、様式５の自己申告評価点算出欄の自己申告評価点と技術提案書（事前）により提出する様式２の自己申告評価点算出欄の自己申告評価点は、同一の数値としてください。

（４）提出された技術提案書等（事後）を確認した結果、様式５の自己申告評価点算出欄に記載の申告点数に誤りがあった場合については、次のように取り扱います。

ア 点数が過大評価されていた場合は、当該評価項目について適切な点数に修正の上、評価します。

イ 点数が過小評価されていた場合は、当該評価項目について記載された点数により評価します。（点数の修正は行いません。）

ウ 点数が記載されていない場合（点数の記載が明瞭ではなく、点数が確認できない場合を含む。）は、当該評価項目における最低の点数に修正の上、評価するものとします。

（５）配置予定技術者の資格等について、様式６、様式７及び様式８に記載してください。

なお、様式７については、予定担当技術者を複数名配置（３名まで）する場合、配置予定人数分を提出してください。

また、下記イ、ウ及びエにおける業務実績等について、提出のあった各様式に記載の実績

数が提出を求める実績数の制限を超過している場合は、それぞれ技術点が最も低くなる業務実績等を採用します。

ア 技術者資格（様式 6、様式 7 及び様式 8）

別紙－ 1 で指定する資格について記載のうえ、当該資格を有することを証明する書類（資格証の写し等）を添付してください。

イ 業務実績①及び業務実績②（様式 6 及び様式 7）

管理技術者又は担当技術者として従事した、別紙－ 1 で指定する業務の実績を記載してください。

なお、実績がある場合には一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（以下「テクリス」といいます。）」におけるテクリス完了登録（登録内容確認書（業務実績））等の写しを添付してください。また、テクリス完了登録（登録内容確認書（業務実績））等で業務内容が確認できない場合は、業務カルテ、業務計画書の写し等、実績が明確に確認できる資料を追加で添付してください。

テクリス完了登録（登録内容確認書（業務実績））等がない場合は、契約書の写し、業務カルテ受領書（契約登録、変更登録、訂正登録）又は登録内容確認書（契約登録、変更登録、訂正登録）の写しを添付し、かつ業務内容、配置技術者が確認できる業務計画書の写し等、実績が明確に確認できる資料を添付してください。また、委託業務等成績評定通知書の写し等、実績の業務が完了していることが明確に確認できる資料を添付してください。

ウ 表彰実績（様式 6 及び様式 7）

管理技術者又は担当技術者として従事した、別紙－ 1 で指定する表彰を受けた業務実績を 1 件まで記載することができます。

なお、実績がある場合には、表彰状の写し及び当該表彰を受けた業務に従事していたことが確認できる資料（テクリス完了登録（登録内容確認書（業務実績））の写し等）を添付してください。

エ 技術者成績評定（様式 6）

管理技術者として従事した、別紙－ 1 で指定する業務の委託業務等成績評定点（以下「成績評定点」といいます。）について、1 件まで記載することができます。

なお、実績がある場合には、テクリス完了登録（登録内容確認書（業務実績））等の写し及び「委託業務等成績評定通知書」の写しを添付してください。また、テクリス完了登録（登録内容確認書（業務実績））等で業務内容が確認できない場合は、業務カルテ、業務計画書の写し等、実績が明確に確認できる資料を追加で添付してください。

テクリス完了登録（登録内容確認書（業務実績））等がない場合は、契約書の写し、業務カルテ受領書（契約登録、変更登録、訂正登録）又は登録内容確認書（契約登録、変更登録、訂正登録）の写しを添付し、かつ業務内容、配置技術者が確認できる業務計画書の写し等、実績が明確に確認できる資料を添付してください。

オ 手持ち業務量（様式 6 及び様式 7）

本業務の公告日の時点において従事している業務（照査技術者として従事するものを除きます。）のうち、契約金額が 500 万円（税込み）以上の業務（テクリス登録されていない業務も対象となります。）について記載してください。

また、記載した業務についての契約金額、契約件数及び従事していることを確認できる資料（テクリス契約（変更）登録（登録内容確認書（業務実績））の写し等）を添付してください。

（6）企業成績評定について、別紙－ 1 で指定する完成、引渡が完了した業務（管理技術者を配

置した業務であること。)の成績評定点及びその平均点を、様式9に記載してください。

また、各実績には「委託業務等成績評定通知書」の写しを添付してください。

なお、「単純調査等業務」(様式9の注意書き参照)等は評価の対象外としますが、委託業務等成績評定通知書については全て同一の様式であることから、通知を受けた者が単純調査等業務かどうかを判断できない場合があります。このため、提出された様式の記載内容と奈良県が保有する資料における成績評定点等とが一致しない場合は、落札候補者に対して連絡、確認を行い、必要に応じ様式7及び添付資料の再提出又は追加提出を求める場合があります。この場合において(8)ウの規定は適用しません。

(7) 技術提案書(事後)に記載した配置予定技術者を変更、追加することはできません。受託業者となった際も、これ以外の者をテクリス登録することはできません。

(8) その他

ア 提出された技術提案書(事後)及びその添付書類(以下「技術提案書等(事後)」といいます。)は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しません。

イ 提出された技術提案書等(事後)は、返却しません。

ウ 提出された技術提案書等(事後)の内容について、疑義がある場合は、必要に応じ技術提案書等(事後)の記載事項に関するヒアリングを行うことがあります。また、その結果、差し替えは認めませんが、補足の資料提出を求めることがあります。

6 競争入札参加資格の確認

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出について

開札後、落札候補者及び入札公告第1の6で示す調査基準価格の110分の100に相当する金額(以下「調査基準比較価格」といいます。)を下回る価格で入札を行った者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料(以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。)を次の表により提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

対象書類	・競争入札参加資格確認申請書(様式S1) ・業務実績報告書(様式S2) (必要に応じて、業務履行証明書(様式S2-2)) ・配置予定技術者の資格等に関する報告書(様式S6-1、S6-2) 上記様式に添付すべき書類の写し
提出方法	持参
提出先	入札公告第3に記載のとおり
作成・提出に係る費用	申請者負担

(2) 競争入札参加資格確認申請書等の作成等

競争入札参加資格確認申請書等は、下記アからウのとおりとし、次に従い作成してください。

ア 競争入札参加資格確認申請書(様式S1)

入札公告第2の1に掲げる資格について、建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日号外建設省告示第717号。以下同じ。)第2条に基づく登録年月日及び登録番号、奈良県建設工事等競争入札参加資格の登録部門を様式S1に記載し、同規程第7条の規定による現況報告書(直近のもので地方整備局の受付印を押印したもの)の表紙の写しを添付してください。

イ 業務実績報告書(様式S2)

入札公告第2の3に掲げる業務実績等について、様式S2に記載してください。その業務実績を確認する資料として、当該業務がテクリスに登録されている場合は、テクリス完了登録（登録内容確認書（業務実績））等の写し等を添付してください。

登録されていない場合は、記載した業務の履行実績が確認できる契約書、設計書又は仕様書等を提出してください。原本については内容確認後に返却します。

これらによることができない場合は、業務の内容が確認できる業務履行証明書（様式S2-2）を添付してください。なお、当該様式の1～5の事項について確認できるものであれば、必ずしも当該様式でなくてもかまいません。

ウ 配置予定技術者の資格等に関する報告書（様式S6-1、様式S6-2）

入札公告第2の4に掲げる資格等があることを示す書面を様式S6-1及び様式S6-2により作成してください。その内容を確認できる書類として、資格等を証する書面の写し及び直接的な雇用関係を証明する書類を添付してください。ただし、照査技術者について再委託する場合は、再委託先との雇用関係にあることを証明する書面を添付してください。

なお、管理技術者については、競争入札参加資格確認申請書の提出の日以前に3か月以上の雇用関係（代表者可）にある者でなければなりません。

また、様式S6-1及び様式S6-2で提出する配置予定技術者は、技術提案書様式6、様式7及び様式8で提出する配置予定技術者と同じ技術者でなければなりません。

(3) 競争入札参加資格確認申請書等の作成説明会

実施しません。

(4) 競争入札参加資格の確認は、開札後に落札候補者及び調査基準価格を下回る価格で入札を行った者に対して行うものとします。ただし、競争入札参加資格要件のうち、入札参加停止の有無、奈良県建設工事等競争入札参加資格の登録及び入札参加者の所在地に関する条件については、入札参加申込書の提出時においても確認を行うものとします。

(5) その他

ア 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返却しません。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等の提出期限（追加指示した場合等で別途提出期限を定めた場合は、その期限）以降における差し替え、追加及び再提出は認めません。期限までに提出されない場合は失格となるほか、入札参加停止を受けることがあります。

7 入札の手続

(1) 入札書は、**業務委託費内訳書を記載、同封の上、書留郵便により**提出してください。

(2) 提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

(3) 入札は、総計金額で行います。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(4) 入札書の宛先は「奈良県知事 山下 真」としてください。入札書は二重封筒とし、表封筒に「 月 日開札 令和8年度三宅町県有地活用造成計画等策定業務委託 入札書在中」と記載し併せて業者名を記載してください。なお、「入札書在中」は朱書きにしてください。**中封筒に入札書及び業務委託費内訳書を入れ**、直接提出する場合と同様に封筒・封緘等の処理をしてください。奈良県地域創造部大和平野中央構想・スタートアップ推進課長あての親展として、

入札公告第3で指定する期限までに入札公告第3で指定する場所へ到着するようにしてください。

- (5) 入札参加申込書を提出した後、入札を希望しない場合には、入札辞退届を提出して入札を辞退することができます。

なお、入札書受付締切日時までに入札書の提出がなく、辞退届の提出もない場合は、入札書受付締切日時を経過した時をもって辞退したものとみなします。

- (6) 入札書に記載する金額は、技術提案書で提案した内容を反映していなければなりません。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 技術提案書が適正でない者の行った入札
- (3) 競争入札参加資格確認申請書等又は技術提案書等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (4) 奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (5) 本県により競争入札参加資格のある旨を確認された者であっても、開札の日までの間において入札参加停止又は参入制限を受けた者等、開札時点において入札公告第2に定める入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (6) 内訳書が入札書に同封されていない入札
- (7) 同封された内訳書が、当該入札書のものであると確認できない入札
- (8) 同封された内訳書が、入札者のものと確認できない入札
- (9) 書留郵便でない入札

9 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格の制限の範囲内であり、かつ、技術提案書の内容が適正である者のうち、入札公告第7の1に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とします。評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定します。くじを辞退することはできません。

ただし、落札者の決定については、一時保留し、競争入札参加資格の確認を行った上で落札者を決定します。落札者の決定後、入札参加者に対し、入札結果を電子メールにより通知します。

「くじ」の実施方法については、以下のとおりとします。

ア 落札となるべき同額の入札をした者（以下「くじ対象者」といいます。）の入札日（表封筒に印字された郵便局の受付日※1）の早い順に、くじ対象者に対し番号（以下「抽選番号」）を割り当てます。番号が同数の場合、書留番号※2の下4桁の小さいものから順に割り当てるものとします。

イ くじ対象者が入札書に記載したくじ用の番号（以下「くじ番号」といいます。）をすべて加算します。なお、くじ番号が未記入等の場合は「0」とみなします。

ウ くじ番号の合計値をくじ対象者数で除算したときの余りの値に1を加算した数と抽選番号が一致した者を第1落札候補者とします。

エ 第2落札候補者を決める必要がある場合は、第1落札候補者を除いたくじ対象者で同様の手順を繰り返します。第3落札候補者以降についても同様とします。

※1 受付日が印字されていない場合は、担当部課等で入札書を受け付けた日とします。

※ 2 書留番号は、書留郵便において日本郵便が配達記録管理に使用している番号とします。

「くじ」の実施場所：奈良県庁 本庁舎1階 入札室

「くじ」の実施日時：令和8年8月19日（水）午後2時30分（予定）

<例>

業者名	評価値	入札日 (表封筒に印字された郵便局の受付日※1)	書留番号の下4桁	くじ番号	くじ対象者	抽選番号
A社	100	2025.8.7	1234	001	○	1
B社	90	2025.8.18	4567	234	×	
C社	100	2025.8.18	8901	056	○	3
D社	100	2025.8.18	0123	089	○	2

くじ番号の合計値＝001＋056＋089＝146

くじ対象者数＝3

$146 \div 3 = 48$ 余り 2 $2 + 1 = 3$

第1落札候補者は抽選番号「3」のC社となります。

また、第2落札候補者を決める場合は、

$(001 + 089) \div 2 = 45$ 余り 0 $0 + 1 = 1$

第2落札候補者は抽選番号「1」のA社となります。

(2) 落札者となるべき者の入札価格が、調査基準比較価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、その価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを調査し、その結果によっては落札者とならない場合があります。

(3) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者は、奈良県県土マネジメント部低入札価格調査制度（建設コンサルタント業務等）に係る取扱要領に規定する書類を開札の日の翌日（その日が県の休日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い県の休日でない日）の午前9時から正午までの間に次の提出先へ持参するとともに、契約審査会が行う聞き取り調査に応じなければなりません。

なお、書類が提出されない場合及び聞き取り調査に応じず、又は協力しない場合は、失格となるほか、入札参加停止を受けることがあります。

提出先：奈良市登大路町30番地

奈良県地域創造部大和平野中央構想・スタートアップ推進課企画係

10 業務委託費内訳書に関する事項

(1) 業務委託費内訳書は、レベル1の工事区分、レベル2の工種、レベル3の種別ごとに金額を明示し、業務番号、業務名、業務場所並びに商号又は名称及び所在地を記載することが必要です。誤脱・未記入がある場合は「入札書における失格・無効基準」の取扱いに準じます。また、添付もれの場合は失格となります。

(2) 業務委託費内訳書は、契約上の権利義務を生じさせるものではありませんが、下記ア～オに該当する場合の入札書は失格となりますので、間違いのないように作成してください。

ア 業務委託費内訳書を提出しない場合

イ 業務委託費内訳書の「業務価格（入札書記載金額）」欄に記載される金額が「入札書」に記載される金額と一致していない場合

ウ 業務委託費内訳書における項目の計及び合計の計算が間違っている場合

エ 業務委託費内訳書において仕様書に示された項目の金額を記載していない場合

オ その他記載内容に不備がある場合

11 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者と契約する場合の取扱い

- (1) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者で契約者となったものは、発注者が行う調査及び資料の提出に応じなければなりません。
- (2) 調査基準比較価格を下回る入札を行った者で契約者となったものは、各照査段階完了時に受注者の負担により、発注者の承諾を受けた受注者と同程度の企業規模の他の奈良県建設工事等競争入札参加資格を有する者の照査を受けて納入しなければならないものとし、受注者の責めにより実施出来なかった場合は、調査基準価格を下回る価格をもって契約した業務について、委託業務等成績評定点を10点減じるものとします。ただし、設計図書により照査の実施を定めていない業務については、対象外とします。
- (3) 調査基準比較価格を下回る入札を行った者で契約者となったものは、業務完了後に業務コスト調査を行うものとします。業務コスト調査に係る資料は、業務完了後90日以内に提出するものとします。提出されない場合や虚偽の記載が判明した場合は、調査基準価格を下回る価格をもって契約した業務について、委託業務等成績評定点を10点減じるものとし、さらに県土マネジメント部、食農部又は環境森林部（森林環境課及び県産材利用推進課に限る。以下に同じ。）が入札公告を行う新たな業務入札において、競争入札に参加する者に必要な企業の元請実績として認めないものとします。
- (4) 調査基準比較価格を下回る入札を行った者と契約した後、虚偽の資料提出または説明を行ったことが明らかになった場合は、入札参加停止措置等をとる場合があります。
- (5) 調査基準比較価格を下回る入札を行った者と契約した後、本調査で提出された資料等を調査職員に引き継ぐとともに、仕様書で定められた業務計画書（補償関係コンサルタント業務にあつては、業務工程表。以下同じ）の内容のヒアリングを行うこととし、業務計画書の記載内容が本調査の内容と異なる場合は、その理由等について確認を行うこととします。
- (6) 調査基準価格を下回る価格をもって契約した業務における委託業務等成績評定点が70点未満の業務においては、委託業務等成績評定通知書が通知された日以降に、県土マネジメント部、食農部又は環境森林部が入札公告を行う新たな業務入札において、競争入札に参加する者に必要な企業の元請実績として認めないものとします。
- (7) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者と契約する場合においては、入札公告第1の4に定める業務期間の始期（着手日）が変更となることがあります。

12 契約書作成の可否等

要します。落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき、落札決定後遅滞なく契約を締結するものとします。

なお、本件は電子契約の対象です。電子契約を希望する場合は、落札決定後速やかに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を15に記載の提出先に電子メールで提出してください。

13 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者が競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けている場合は、契約を締結しません。

14 技術者の配置

落札者は6の(2)のウに定める資料に記載した配置予定技術者をこの業務に配置するものとします。

業務の実施にあたって、配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護又

は退職等の特別な理由により、同等以上の技術者に変更する場合に限りです。また、変更にあたっては、変更を必要とする理由及び変更後の技術者について発注者が求める資料を提出し、了解を得なければなりません。ただし、調査基準比較価格を下回る入札を行った者で契約者となったものは、業務の履行中に、配置予定管理技術者が業務の履行を継続するのが不相当と認められる場合には、配置予定管理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があります。

また調査基準比較価格を下回る入札価格で契約に至った場合、受注者が現地における作業を行っている期間中、配置予定管理技術者は、現場に常駐しなければなりません。ただし、真にやむを得ない理由により常駐ができない期間が生じる場合については、事前に調査職員（測量業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務にあつては、監督職員。以下同じ）の承諾を得る必要があります。配置予定管理技術者は、現場常駐の履行が確認できる写真（現地作業を行った日について全て）を成果品とともに提出しなければなりません。なお、受注者の責めにより現場に常駐できなかった場合、または現場常駐の履行を確認できなかった場合は、委託業務等成績評定点を10点減じるものとします。

15 関連情報を入手するための照会窓口

〒630-8501

奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県地域創造部大和平野中央構想・スタートアップ推進課企画係

電話 0742-27-8946（直通）

メールアドレス yamachu@office.pref.nara.lg.jp